

別紙

諮問第1752号

答 申

1 審査会の結論

本件一部開示決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「東京おこめクーポン事業において全ての業者と東京都の契約書類の全部、業者選定方法及び入札に関する文書の全部、情報公開（個人・公文書）の開示情報が分かる文書の全部、コールセンター対応のマニュアル等の文書の全部、事業終了後の保有個人情報の取扱いについて分かる文書の全部、事業の予算が分かる申告書などの文書の全部」の開示を求める本件開示請求に対し、東京都知事が令和5年9月7日付けで行った本件一部開示決定のうち、「令和〇年〇月〇日付開示請求書」（以下「本件対象公文書」という。）の不開示箇所の一部について、取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

実施機関は、本件開示請求に対し対象公文書を特定し、このうち本件対象公文書に記載された開示請求者名、住所、電話番号等開示請求者の個人情報には条例7条2号に該当するとして不開示とする本件一部開示決定を行った。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求については、令和6年2月1日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和6年3月29日に実施機関から理由説明書を收受し、令和6年12月20日（第254回第二部会）及び令和7年1月24日（第255回第二部会）の2回、審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る公文書、審査請求人の審査請求書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 本件審査請求に至る経緯について

審査会が実施機関に確認したところ、本件審査請求に至る経緯は以下のとおりである。

実施機関は、本件一部開示決定後、文書の交付事務において、本件対象公文書における不開示箇所のうち、FAX番号及びFAXの発信元名（以下「FAX番号等」という。）を被覆せずに公文書を交付した。

審査請求人は本件一部開示決定を受けて、本件対象公文書においてFAX番号等が開示されていることから開示請求者が特定できるので、これらが開示されるのであれば、開示請求者名、住所、電話番号を不開示にする必要はないため、上記記載の処分は不当である旨主張し、審査請求をした。

実施機関は、本件審査請求を受け、本件対象公文書の被覆に漏れがあることに気づき、後日、本件対象公文書に被覆をしていない箇所があったこと及び公文書の差替えを依頼する旨を記載した書簡と共に、本件対象公文書のFAX番号等を被覆した公文書を審査請求人宛てに送付した。

イ 本件一部開示決定の妥当性について

審査請求人は、前記アのとおり、本件一部開示決定は不当である旨主張する。

これに対し、実施機関は、本件一部開示決定後、文書の交付事務において、不開示箇所の一部を被覆していない本件対象公文書を交付したが、当該箇所の一部が開示されたからといって、不開示とすべき「開示請求者名、住所、電話番号」について、開示すべき情報へとその性質が変化することはない旨説明する。

審査会が見分したところ、本件対象公文書内に記載されている開示請求者名、住所、電話番号、FAX番号等は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるから条例7条2号本文に該当し、その内容及び性質から同号ただし書のいずれにも該当しない。したがって、FAX番号等が開示されたからといって、開示す

べき情報にその性質が変化することはないという実施機関の主張については首肯できるものであるため、不開示が妥当である。

なお、実施機関が文書交付事務において、不開示箇所を被覆せずに審査請求人へ交付したことは、不適切な事務であったといえる。今後、文書交付事務においては決定時と交付時の被覆箇所が同一であることを慎重に確認した上で、交付すべきであることを付言する。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

吉戒 修一、荒木 理江、友岡 史仁、府川 繭子